

宗教法人広嚴寺「涅槃聖苑」使用規定
(永代登録／檀家登録)

- 1、納骨あるいは生前の契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、別に定める永代使用料または納骨料を添えてお申し込みください。
- 2、契約を解除されても、永代使用料、納骨料は返還しません。
- 3、戒名を授与されていない方の納骨はできません。一定の戒名料を納めていただき、必ず授戒をして仏縁を深めてから納骨いたします。すでに他寺院より戒名が授与されている場合はその限りではありません。希望により生前に授戒をして戒名を授与いたします。
- 4、申込者に対し領収書を発行し、墓誌に氏名を刻字するとともに、永代申込みの場合は永代供養過去帳に記入し、春秋お彼岸、お盆、命日に読経供養いたします。
- 5、納骨は、合祀申込みの場合、最初から合祀廟に合祀いたします。そのため、その後の改葬、分骨等のご遺骨の返還はできません。個別納骨（檀家登録、永代登録で個別を希望された方）は、遺骨を所定の棚に納めます。ご夫婦契約で永代供養納骨の場合は、後のどちらかが逝去されてから七回忌を目途に合祀廟に納めます。（希望によりその後十三回忌まで安置可能）なお、合祀納骨の際には土に還るよう、予め遺骨を再火葬し粉骨状態にして合祀します。
- 6、経費については、永代使用料 一人35万円（永代供養料、永代管理料含む）但し、夫婦同時申込みの場合は二人で60万円、先祖を含む場合は要相談。その他、墓誌刻字料3万円（1名）、永代供養位牌段用位牌5万円、戒名授与布施（生前授戒時の布施・希望者のみ）一人信士信女10万円、なお、最初から合祀納骨を希望する場合は一人30万（夫婦50万）とします。檀家でお墓のみ使用される場合は一霊10万円で安置します。
- 7、契約者の仏事法要は当寺が執行します。
- 8、動物の焼骨などは納骨できません。
- 9、本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺の住職の判断とします。

以上